

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐藤米一の上告理由について。

原判決認定の事実関係の下において訴外Dの本件不法行為が同訴外人の職務の執行につきなしたことに当らないとした原判決並びに原判決の引用する第一審判決の判断は正当であり、所論引用の判例は本件に適切でないから、原判決に所論の法律解釈の誤りおよび理由不備、理由そとの違法はない。また論旨は民法七一五条の解釈についての陳述するところあるが、すべて独自の見解に基づき原判決の認定を非難するものにして採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	五 鬼 上 堅 磐
裁判官	河 村 又 介
裁判官	垂 水 克 己
裁判官	石 坂 修 一